

秋田県交通反則行為の処理に関する訓令

昭和 43 年 6 月 28 日本部訓令第 10 号
一部改正 平成19年 6 月28日

(目的)

第 1 条 この訓令は道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号以下「法」という。）第 9 章に規定する交通反則行為の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(通告センターの表示)

第 2 条 秋田県警察の組織に関する規則（昭和 45 年秋田県公安委員会規則第 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき交通指導課に置く交通反則通告センター（以下「通告センター」という。）には、「秋田県警察交通反則通告センター」の名称を表示するものとする。

(分掌事務)

第 3 条 通告センターの分掌事務は次のとおりとする。

- 告知内容の審査及び是正措置に関すること。
- 反則者に対する反則金の納付の通知に関すること。
- 仮納付した者の公示通告に関すること。
- 反則金不納付及び反則者に関連する捜査に関すること。
- その他交通反則通告業務に関すること。

(公示通告場所)

第 4 条 法第 129 条第 2 項による公示通告場所は、秋田県警察本部の掲示板とする。

(運用要領)

第 5 条 交通反則通告に関する運用要領については、別に定める。